

令和7年度 沼津まちなか自動運転実証マネジメント等業務委託 公募仕様書

1 業務の名称

令和7年度 沼津まちなか自動運転実証マネジメント等業務委託

2 業務（事業）の目的

沼津市（以下、「本市」という。）では、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを進め、市内路線バス事業者等の乗務員不足など公共交通の課題解決や利便向上にかかる新技術の導入へ向けた検証や活用検討、新たな交流を生み出す自動運転の実装に向けた実証を行っている。

自動運転技術を活用し、J R 沼津駅から沼津港間での自動運転実証運行を行うことで、市民の日常生活を支えるとともに、観光資源を活用しながら中心市街地への回遊性を高め、経済効果の波及に繋げることができる持続可能な交通システムを目指す。

本業務では、実装に向けた課題解決として信号誤認識による手動介入の低減効果の検証のほか、運行事業者による遠隔監視を導入し作業経験値の向上・課題抽出を行い、このマネジメント等を行うことにより円滑かつ効果的な実証を行うことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 業務内容等

【基本事項】

- 1) 実証運行は、J R 沼津駅-沼津港間の既定のバス路線を往復するものとする。
- 2) 実証運行の日数は、12日程度（試験運行を除く）、6往復/日とする。
- 3) 自動運転車両の調達（デモ走行セットアップ、回送費等の経費を含む）は本市が別途行う。ただし、使用する車両は以下の条件を踏まえて、本業務委託にて選定案を提出するものとする。

[条件]：使用する車両は、自動運転レベル2以上で走行が可能である他、路車協調システム及び遠隔監視システムと連携したものとする。また、車両規模は昨年度実証（座席数15人）同等以上とし、今回の実証目的を十分に考慮すること。

- 4) 路車協調システム（信号連携器）の設置・撤去は、本市が別途行う。
- 5) 3) 及び 4) を除く実証実験に必要な費用（運行事業者の人件費を含む）は、全て本委託契約の範囲に含めるものとする。
- 6) 実証実験は、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月警察庁）」及び「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和6年9月警察庁）」に即して実施するものとし、関係法令を所管する国の動向等から、自動走行実証実験に係る制度等が更新された場合には、当該新制度に即して実施すること。

【業務内容】

- 1) 実証実験の準備

路車協調システム（信号連携器）による効果の検証及び遠隔監視システムの運用を盛り

込み、基本事項3)で選定する自動運転車両を前提とした具体的な実証計画を作成し、社会実装に向けた課題やその解決策の詳細検討のほか、関係機関（道路管理者、交通管理者等）との協議や必要な申請を行うこと。また、実装を見据えて実証運行で可能な収入の方法について検討すること。

2) 実証実験の運営

実証実験に必要な現場管理、運営支援等を行う。運行はシステムベンダー及び運行事業者が分担するものとし、遠隔監視は運行事業者が実施するが、十分な監視体制となるよう指導を行うこと。また、J R 沼津駅や沼津港等の拠点周辺における必要な安全対策の実施や、利用者に対して必要な情報提供やサポートを行うこと。

3) 実証実験の評価検討

実証実験や社会受容性に関する調査内容を検討・実施し、分析を行うとともに、将来の自動運転レベル4の実装に向けての課題整理を行うこと。特に社会実験に関する調査として、「手動介入の発生場所・回数」、「自動走行の継続性」、「走行性（乗り心地）」は必須とする。

4) 会議運営等の支援

実証実験全般のスケジュールを管理し、自動運転サービスの運営・実施に向けた関係者への情報共有や協議を目的とした会議（地域コミッティ）を開催し、実証実験の計画や進捗状況に関する関係者協議の場の運営支援を行い、状況報告や協議に必要な資料作成等を行うこと。

5) 次年度以降の検討スケジュール等の作成及び事業の自立継続に向けた検討

今年度の実証実験の結果を踏まえ、次年度以降の検討スケジュール、体制、実証実験内容及び事業の自立継続に向けた検討を行い、計画書の作成を行うこと。

6) 報告書の作成

本業務の実施内容、検討結果をとりまとめ、報告書を作成すること。

7) その他

- ① スケジュール及び業務管理（協力企業を含む）を適正に行うこと。
- ② 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者（協力者も可）を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認など、事業の安全かつ円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- ③ 賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。（自動車損害賠償責任保険は、自動運転車両の調達にて加入する。）
- ④ 本委託業務は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用して実施することから、同補助金交付要綱等に基づき適正に処理するとともに、必要な手続きについて支援を行うこと。
- ⑤ 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、本市と十分に協議すること。